

拡声機を使用する事業者様へ



拡声機による騒音苦情が増えています。
気付かないうちに、近所迷惑になっていませんか？

食べ物や生活品の巡回宣伝音は町の風景音にもなり、心待ちにしている利用者も多いと思います。また、お店では特売のお知らせをしたり、工場では従業員への通知をしたりと、拡声機が必要となる場面は多々あります。しかし、住宅街や公共施設の周辺で、大音量で拡声機を使用することで迷惑になることもあります。

千葉市環境保全条例では、拡声機の使用方法を規制しています。事業者の方は、規制内容をよく理解して、拡声機の適正な使用に努めてください。また、十分な対策を取らずに、基準違反をしている場合は行政指導・罰則の対象になります。

1 規制対象者

拡声機を使用するすべての方が規制の対象となります。

なお、法令の規定に基づく場合や緊急時、地域慣習となっている行事、公共の目的のために行う場合などは対象から除外されています。

2 公共空間向け拡声機放送に対する規制（車両等による移動放送を含む）

(1) 禁止場所

学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地に面する場所での使用は禁止されているほか、上記及び第1・2種低層住居専用地域周辺では拡声機を設置することはできません。

(2) 禁止時間帯

用途地域に関わらず午後7時から翌日の午前10時までには拡声機は使用できません。

(3) 規制基準（拡声機より5m外範囲）

区域	定位置に設置する場合	移動放送の場合
第1種区域、第2種区域	65デシベル	65デシベル
第3種区域、第4種区域	75デシベル	

(4) その他

定位置で続けて放送する場合は、1回につき10分以内とし、10分以上間隔を空けること。

3 特定空間向け拡声機放送に対する規制

お店や工場などで構内用として使用する場合の基準は以下のとおりです。基準値は敷地境界における値となります。なお、一時的な行事の場合はそれぞれ5デシベル増した基準値となります。

区域	時間	昼間：	朝夕：午前6時～8時	夜間：
		午前8時～午後7時	午後7時～10時	午後10時～午前6時
第1種区域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域		55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域		65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域		70デシベル	65デシベル	60デシベル

問合せ 千葉市環境局環境保全部環境規制課 騒音対策班 Tel 245-5191

- 注) 第1種区域とは、主に第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域です。
第2種区域とは、主に第1・2種住居地域、準住居地域及び市街化調整地域です。
第3種区域とは、主に近隣商業地域、商業地域及び準工業地域です。
第4種区域とは、主に工業地域及び工業専用地域です。